⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 4 September 2013 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 4 September 2013).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中部横断和田トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自）山梨県南巨摩郡身延町和田
至）山梨県南巨摩郡身延町角打

⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝約900m
・和田トンネル（ＮＡＴＭ）Ｌ＝731m　内空断面積　約75㎡　掘削・支保工（機械掘削）Ｌ＝約730m　掘削補助工（注入式ＦＰ、ＡＧＦ＋ウィングリブ、ＡＧＦ）　覆工コンクリート・防水工　インバート工Ｌ＝約730m　坑門工２箇所　仮設工１式
・角打橋
逆Ｔ式橋台（深礎基礎）１基

⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年８月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約12,900㎥、鉄筋　約218ｔ

⑺～⑿　第１号　１⑺～⑿に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

⒂～⒆　第１号　１⒂～⒆に同じ

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年６月12日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から中部横断和田トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　第１号　２⑴①に同じ

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　第１号　２⑴③に同じ

⑤　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道トンネルであること。

㋑　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が600m以上の工事であること。

㋒　抗口部を除く箇所で、土被りが20m未満の施工実績であること。

ただし、上記㋐、㋑、㋒は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋓の施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、下記㋓は同一工事であること。

特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記㋐、㋑、㋒の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋓の施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、下記㋓は同一工事であること。

㋓　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上の工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥～⑨　第１号　２⑴⑤～⑧に同じ

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　第１号　２⑵①に同じ

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㋐、㋑、㋒に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記㋐、㋑、㋒は同一工事であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号　２⑵③に同じ

⑶　第１号　２⑶に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴　第１号　３⑴に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号　３⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「覆工コンクリートのひび割れを抑制する具体的な配慮事項」

㋑　技術提案［施工計画］

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号　３⑵③～④に同じ

⑤　②㋐の「覆工コンクリートのひび割れを抑制する具体的な配慮事項」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。